

熊本家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成20年5月30日（金）午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室

3 出席者

（委員） 浅井美栄子，植村照子，鵜野澤亮，末永英男，徳永恵子，
永留克記，中村俊隆，東健一郎，古荘文子，松本孝一郎
山口博（五十音順）

（事務局等）事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官

4 意見交換テーマ

面接交渉の在り方と面接交渉を巡る実務上の問題点について

第2 議事概要

【発言者の略記＝ ：委員長， ：委員， ：事務局等】

1 開 会

2 熊本家庭裁判所長のあいさつ

3 鵜野澤委員 自己紹介

4 委員長代理指名

5 「少年事件における被害者の視点」（第10回委員会テーマ）についての報告

(1) 少年事件における被害者に対する配慮の制度について

前回の委員会において、『リーフレットの「審判の場で裁判官に対して意見陳述を行う場合には，少年や少年の保護者が在席します。」との記載があるが，少年が立ち会うことが常態ではないのであれば，「・・・在席することもあります。」などと訂正するのが相当である』旨の意見が出されたことから，その旨最高裁へ連絡した。

(2) 被害者の視点を取り入れた調査ないし保護的措置について

身柄事件に限定していた被害者調査を，平成19年12月から在宅事件についても本格的に拡大し，その結果，被害者調査実施件数が昨年同期(4月から3月までの1年間)に比べ1.8倍に増加した。

6 今回のテーマについての意見交換

(1) 面接交渉についての説明

別紙のとおり

(2) DVDビデオ視聴

視聴したビデオタイトル

「子供のいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」

(3) 委員における意見交換

視聴したDVDビデオは，どのような場面で，どのような人たちに見せているのか。

DVDビデオは，(ア)調停において面接交渉又は親権に関して争いになり，両親の一方が長期間子供に会っていない事件について，面接交渉を行うことが子供にとっても大切なものであるということを理解してもらい，それによって調停を進行させる方策の一つとして，あるいは，(イ)調査官による調査のなかで，面接交渉とはどのようなものであるかを仮体験をしてもらい，これを考えてもらう一つのきっかけとして，視聴してもらっている。

どのような頻度で，このDVDビデオを視聴させているのか。また，視聴させているのであれば，それによって，当事者はどのような変容を見せたか，視聴した効果について検証されているのか。

どの程度視聴させたか，統計はないので，正確な数字はわからない。感覚的にしか回答できないが，月に4，5回は調査官において使用しているのではないかと思う。

DVDビデオを視聴する前後で，当事者の面接交渉に対する態度に変容

がみられ、視聴してもらった効果があったかどうかは一概には言えないが、視聴することで、冷静に子供はあのような思いをしていたと考え直すという効果はあるのではと思う。面接交渉を拒否する合理的な理由がみられない事案で、面接交渉という制度を理解してもらおうという趣旨で視聴してもらったこともあり、その結果、面接交渉に応じてくれた事案も、逆にそうでなかった事案もある。

双方当事者に代理人がついており、面接交渉を行うことに拒否感がある事件で、DVDビデオを見てもらった結果、その態度に変容がみられ、試行面接を実施できた事案があった。

調停に立ち会っている感触では、面接交渉の実施を巡る問題は、調停事件での話合いのなかで、ほとんど解決していると思う。どうしても面接交渉の問題で話合いがうまくいかない事件において、調査官からDVDビデオを視聴させてはどうかという意見が出たことがあった。

視聴したDVDビデオは、夫婦が同居している事案を題材にしたものであるが、実際に調停に立ち会っていると、その多くの事件が、夫が仕事で不在の間に、妻が子供を連れて出て行くという別居事案が多く、夫は子供に何ヶ月も会っていないものが多い。それを踏まえると、DVDビデオには、別居事案という別のストーリーのものであっても有用ではないかと思う。

現状を改善するには、調停申立後に今回のDVDビデオを視聴させるのでは、時期として遅いのではないか。調停を申し立てる前の段階で、考えてもらうことが有用ではないか。

離婚に至るまでの過程における子供に対する弊害の抑止力という点では、家庭裁判所に調停等の申し立てがある前に視聴してもらったことがよい。一般的な広報ビデオとして、子供のPTAの集まりで、活用することを考えてもよいと考える。

このDVDビデオを視聴すると、子供に対する愛情が湧いてくる。自分

が子供に対して果たすべき役割等，離婚した後でもその役割に気づくことになると思う。

仕事をしていると，子供が登校拒否になっている事案で，当事者が離婚協議中には子供に対する影響について気づいておらず，後になってその事実を聴くことができる事案もある。離婚が成立した後で当時の子供の心情を理解できたとしても，それは意味があるのではないかと思う。

DVDビデオは，原則として一般の方への啓蒙を目的としていなく，具体的な事件の当事者に視聴してもらうことを目的として作製されたものである。今後，新規のDVDビデオを作製する際に，最高裁は，各家裁の意見を求めることがあるので，その際に，御指摘のような意見が出された旨伝えるようにしたい。

試行面接は，どの程度実施されているのか，また一つの事件で複数回実施されることもあるのか。

試行面接は，一事件1回のみという縛りはない。調停進行中の一定期間経ったところで，複数回試行面接をしたことはある。その事件の進捗状況次第である。また，複数回に渡り，徐々に時間を延ばして実施することもある。

支部には児童室がないが，支部においても本庁と同様に試行面接を実施できるようにしてほしい。設備がないからという理由で実施しないということがないようにしていただきたい。

支部においても，児童室の有無にかかわらず条件がそろえば試行面接ができないわけではない。支部に係属した事件でも家裁本庁で実施したり，支部において部屋の窓ごしに実施したり，畳の部屋で遊ばせながら実施したりと，工夫して実施している。

人事訴訟の提起後に，試行面接を実施している事案もある。訴訟事件において親権者を指定する際，子供の監護親との交流を確認するのみならず，非監護親との交流も確認する必要がある。

面接交渉に関する審判事件と調停事件の事件数をみると、審判事件の件数が少ないように思えるが、調停が成立しない場合、審判に移行しないよう、取り下げられているのではないか。

裁判所として調停が不調に終わったからといって、調停を取り下げるよう勧めることはしていない。

代理人として活動をしていて、裁判所から調停の取下げを求められたことはない。以前そのようなことがあると聞いたので、質問した次第である。調停が成立する事案が多く、実績が上がっていることは、他の弁護士に対しても伝えたい。

面接交渉という言葉に違和感がある。面会交流の方がまだ良い。

他国における面接交渉は、どのような状況になっているか。

欧米では、離婚後も、共同親権が主流となってきたり、各国で子供の権利性を明記するようになってきている。両親は、離婚後も、子の養育に関心を持っている。

第1に考えるべきは子供の幸せである。

子供の福祉を害しないという限度で、子の権利と考えていったほうがよい。

子の権利という側面だけでははかれない部分もある。子供の年齢によって、面接交渉に対する対応は異なるし、また、親が面接交渉を望んでいない場合には、子供に対して悪影響を及ぼすのではないかと思うこともある。

親権を巡る争いでは、現状維持の判断を示されることが多いと感じているので、弁護士としては、それに対応したアドバイスをせざるをえない。

7 次回のテーマ

(1) 提案されたテーマ

「裁判員制度について」

裁判員法の施行日が来年5月21日と決定されたので、裁判員制度につい

て意見交換したらどうか。

(2) 次回テーマ

提案された上記テーマについて、意見交換する旨委員全員の了承が得られた。

8 次回期日

平成20年10月28日午後1時30分

9 閉会

(別紙)

面接交渉について

1 裁判所では、離婚等で離れて暮らす親と子が面会や手紙のやり取りなどの交流を行うことを「面接交渉」と呼んでいます。我が国の民法においては、面接交渉について明記されていませんが、昭和39年12月14日の東京家裁での審判で、親権又は監護権を有しない親、つまり子どもと離れて暮らす親には、子どもの福祉を害することがない限り、子どもとの面接交渉権があり、面接交渉の実施に必要な事項について、他方の親との協議が調わないときは、家庭裁判所がこれを定めるとしました。これ以降、審判や判決で面接交渉が認められるようになりました。この東京家裁の審判は、離婚後の夫婦の事例でしたが、最高裁第一小法廷平成12年5月1日判決では、父母が別居している場合についても、家庭裁判所は、民法766条を類推適用し、家事審判規則9条1項乙類4号により、相当な処分を命ずることができるとしています。

このように、実務や学説では、面接交渉は子どもにとって有益であり、子どもの福祉に反しない限り認めるべきであるという考えが大勢であります。

2 面接交渉の新受件数は全国的に年々増加を続けていますが、熊本家庭裁判所においても同様であります。5年前の平成15年は新受件数が56件でしたが、平成19年では104件と、1.86倍に増えています。その前年の平成14年と比較すると3.6倍となっています。婚姻中の夫婦間の調停事件は平成15年をピークに漸減傾向にあります。子の親権を巡る問題や離婚事件等に付随して面接交渉が問題となる事件は、実務感覚上は増えているように思います。

3 面接交渉は、家庭裁判所が扱う事件の中でも、次のような理由から、特に解決の難しい事件であると言えます。

(1) まず、夫婦関係が破綻するときは、相手に否定的な感情を持つものが多いですが、このような相手への否定的感情が、「相手に会うことは子どもにとってマイナスである。」という結論に結びつくことがあります。また、「相手と一切かわりを持ちたくない。」との思いから面接交渉に否定的になることも多

く見受けられます。特に離婚調停中の夫婦は未だ争いの渦中にあり、相手への否定的な感情が十分に整理されていない状態にあることから、子どもの気持ちや健全な成長について配慮できるまでに、相当の時間や努力が必要であるということがいえます。

(2) 次に、面接交渉は明文の規定がなく、その基準が明らかでないことから、調停の場面でも、そもそも面接交渉を行うかどうかの話し合いから始めなければなりません。その際、相手に対する反発から、「子どもが会いたがっていない。」「子どもを連れ去られるかもしれない。」等、様々な理由を挙げて面接交渉を拒否する親が多いのが実情です。そのような場合には、面接交渉が子どもの健全な成長のために必要であることを理解してもらうために、両親の争いに巻き込まれている子どもの気持ちや、離れて暮らす親が子どものためにどのような役割を果たすことができるかなどについて家庭裁判所が説明することが必要となります。

(3) 更に、面接交渉の権利があることを家庭裁判所が認めても、実際に実行できなければ意味がありません。調停で合意に達しなかった場合、家庭裁判所は審判で決定することになりますが、両親の合意に基づくものではないことから実行されない可能性も高くあります。その場合は、家庭裁判所で履行勧告という手続を採ることができます。履行勧告では、家庭裁判所調査官が双方の親に会って、関係調整を図ることになります。また、地方裁判所で強制執行を行うという方法もありますが、強制的に面接交渉を行わせることは難しいです。そこで、面接交渉が実施されない期間に応じて、相手に一定の債務を命ずる「間接強制」という方法や、面接交渉を拒否した親に損害賠償を認めた判例もあります。しかし、それで面接交渉ができる訳ではなく、このような手続を行うこと自体が、子の福祉にマイナスになる場合もあります。したがって、問題の解決には、両親が子どものことを第一に考え、互いに協力できる態勢を作ることが不可欠であるといえます。

4 子どもに目を向けますと、家庭内の緊張を和らげようと両親の仲を取り持とう

としたり、どちらの親にも味方したいという気持ちから両親の板挟みになる子どもがいます。また、両親の離婚の原因が自分にあると思ひ込んだり、子どもの力では両親の離婚を止められないことで無力感を持ったりします。更に、一緒に暮らす親に過度に同調する場面もあります。面接交渉は、このような子どもの心理を両親が良く理解した上で決めることが大切であります。子どもは面接交渉を行うことによって、「離れて暮らす親からも愛されている」という実感を持つことができ、さらに、「自分は見捨てられていない」と確信することによって、自分の評価を高めることができます。

5 家庭裁判所では、両親の対立に挟まれた子どもの気持ちを理解してもらうために、次のような取組を行っています。

(1) 面接交渉を分かりやすく説明した最高裁判所作成のDVDの活用

(2) 面接交渉において、どのような点に注意すればよいかをまとめた面接交渉のしおりの活用

(3) 家庭裁判所調査官の活用

これは、面接交渉が問題となっている事件に、人間関係諸科学を学んだ専門職である家庭裁判所調査官が出席して、両親の争いに巻き込まれた子どもの気持ちを説明したり、子どもの健全な成長を考えた面接交渉の在り方について助言するなどするものです。また、面接交渉の取り決めに当たって、子どもの状況把握が必要と考えられる場合には、家庭裁判所調査官が子どもの調査を行うことがあります。調査は、家庭裁判所調査官が子どもに会って様子を観察したり、話を聞いたりしていますが、子どもが小さいときは、調査官が自宅まで赴き、自然な状態の中で観察を行うなど、子どもに負担を掛けないように配慮しています。

(4) さらに、児童室での試行面接の取組も行っています。

熊本家庭裁判所には、子どもがリラックスして自然に行動できるように、カーペット敷きで玩具やぬいぐるみなどを置いた児童室があります。この部屋は、ワンウェイミラーやテレビカメラなどが設置されており、隣室からこの部屋の

様子が観察できるようになっています。子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと面接交渉を試行している様子を、子どもと一緒に暮らしている親がワンウェイミラー越しやテレビモニターを通じて見ることができます。家庭裁判所は、児童室を活用して試験的に面接交渉を行い、不安を感じている両親が自主的に面接交渉が行えるよう援助しながら、事件の現実的な解決方法を見極めていきます。

- 6 以上のように、家庭裁判所は、子どもの健全な成長にとって、離れて暮らす親との面接交渉が非常に大切なことであると考えており、両親が子の福祉を尊重した解決ができるように、様々な働き掛けや工夫を行っています。